下線部:改正箇所

2024年規則

## 2024年全日本ラリー選手権統一規則

### 第1章 大会告知

# 第1条 競技会特別事項

(略)

#### ○競技会の定義および組織

2024年JAF全日本ラリー選手権第○戦「「競技会の名称」」は、一般社団 法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技 規則およびその細則、2024年日本ラリー選手権規定、2024年全日本ラリー選手権統一規則、ラリー競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

#### ○プログラム

(略)

### ○競技会の名称

2024年JAF全日本ラリー選手権第○戦 ○○ラリー2024

# ○競技の格式

JAF公認:国内競技 JAF公認番号2024年○○○○号

# ○競技種目

(略)

## ○開催日程および開催場所

2024年〇月〇日(〇)~〇月〇日(〇)の〇日間

○○県○○郡○○町周辺

ラリースタート:

ラリーフィニッシュ:

# ○競技会本部 (HQ)

(略)

# ○コース概要

(略)

2023年規則

## 2023年全日本ラリー選手権統一規則

### 第1章 大会告知

## 第1条 競技会特別事項

(略)

#### ○競技会の定義および組織

2023年JAF全日本ラリー選手権第○戦「「競技会の名称」」は、一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則およびその細則、2023年日本ラリー選手権規定、2023年全日本ラリー選手権統一規則、ラリー競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

### ○プログラム

(略)

## ○競技会の名称

2023年JAF全日本ラリー選手権第○戦 ○○ラリー<u>2023</u>

# ○競技の格式

JAF公認: 国内競技 JAF公認番号2023年○○○号

### ○競技種目

(略)

## ○開催日程および開催場所

2023年〇月〇日(〇)~〇月〇日(〇)の〇日間

○○県○○郡○○町周辺

ラリースタート:

ラリーフィニッシュ:

# ○競技会本部 (HQ)

(略)

# ○コース概要

(略)

## ○オーガナイザー

(略)

## ○組織

- 1)~2)(略)
- 3) 競技会主要役員
- (1) 競技会審査委員会

・競技会審査委員長: (JAF派遣)・競技会審査委員: (JAF派遣)

・競技会審査委員 : (組織委員会任命)

技術アドバイザー: (IAF派遣)

[※JAFは技術アドバイザーを認定する。技術アドバイザーは常時競技長、技術委員長と協議しながら役務を遂行する。

技術アドバイザーの義務(役務)は、適用車両規則や車両検査に関する項目について、シリーズを通した独自の判断に基づく提言を競技長および技術委員長に行ない、大会における適用車両規則や車両検査基準の平準化を図るものとする。ただし、技術アドバイザーは適用車両規則や車両検査基準に関する最終的な判断を下す権限を競技長および技術委員長に委譲する。〕

 $(2) \sim (3)$  (略)

○参加申込受付期間

(略)

○参加申込および問い合わせ先(大会事務局)

(略)

○保険

2024年日本ラリー選手権規定第17条に基づき、対人賠償保険(無制限/ ○○万円以上)および搭乗者保険(または共済等)(無制限/○○万円以上) に加入していること。

[※上記金額を決定し明記すること]

○音量規制

(略)

○参加台数

○オーガナイザー

(略)

# ○組織

- $1) \sim 2)$  (略)
- 3) 競技会主要役員
- (1) 競技会審査委員会

・競技会審査委員長: (JAF派遣)・競技会審査委員: (JAF派遣)

· 競技会審査委員 : (組織委員会任命)

技術アドバイザー: (IAF派遣)

[※JAFは、シリーズオーガナイザーからの申請に基づき技術アドバイザーを認定する。技術アドバイザーは常時競技長、技術委員長と協議しながら 役務を遂行する。

技術アドバイザーの義務(役務)は、適用車両規則や車両検査に関する項目について、シリーズを通した独自の判断に基づく提言を競技長および技術委員長に行ない、大会における適用車両規則や車両検査基準の平準化を図るものとする。ただし、技術アドバイザーは適用車両規則や車両検査基準に関する最終的な判断を下す権限を競技長および技術委員長に委譲する。〕

 $(2) \sim (3)$  (略)

○参加申込受付期間

(略)

○参加申込および問い合わせ先(大会事務局)

(略)

○保険

2023年日本ラリー選手権規定第17条に基づき、対人賠償保険(無制限/ ○○万円以上)および搭乗者保険(または共済等)(無制限/○○○万円以上) に加入していること。

[※上記金額を決定し明記すること]

○音量規制

(略)

○参加台数

(略)

## ○レッキの実施方法

(略)

#### ○タイヤおよびホイール

装着するタイヤ・ホイールは、車両のクラス区分に従って定められる下記の最大直 径および最大幅とする。

#### 1) ホイール

クラス1 (IN-1): FIA国際モータースポーツ競技規則付則 I 項第260、2 61条801項に従うこと

クラス2 (IN-2): 最大直径 18インチ 最大幅 8.5インチ

クラス3 (JN-3): 最大直径 18インチ 最大幅 7.5インチ

クラス4 (JN-4): 最大直径 18インチ 最大幅 7.5インチ

クラス5 (JN-5): 最大直径 18インチ 最大幅 7インチ

クラス6 (JN-6): 最大直径 18インチ 最大幅 7インチ

※2025年にクラス2(IN-2)の見直しを実施する。

#### 2) タイヤ

本競技会で使用できるタイヤの本数は、○○本までとする。

「※1. 舗装 (アスファルト、ターマック等) スペシャルステージとして認定され た競技会の場合、以下の条文を追記すること

クラス1(IN-1):最大幅リム/タイヤの組み立て品の幅は9インチとし、直径6 50m以下とする。

クラス2(IN-2):最大幅 245ミリ(タイヤに刻印されたサイズ)

クラス3 (JN-3):最大幅 225ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

クラス4 (JN-4):最大幅 225ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

クラス5 (IN-5): 最大幅 215ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

クラス6 (JN-6):最大幅 215ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

※2025年にクラス2 (JN-2) の見直しを実施する。

められている一般市販タイヤとする。FIA公認ターマックタイヤに対するタイヤーめられている一般市販タイヤとする。

(略)

# ○レッキの実施方法

(略)

#### ○タイヤおよびホイール

装着するタイヤ・ホイールは、車両のクラス区分に従って定められる下記の最大直 径および最大幅とする。

#### 1) ホイール

クラス1 (IN-1): FIA国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第260、2 61条801項に従うこと

クラス2 (IN-2): 最大直径 18インチ 最大幅 8.5インチ

クラス3 (JN-3): 最大直径 18インチ 最大幅 7.5インチ

クラス4 (IN-4): 最大直径 18インチ 最大幅 7.5インチ

クラス5 (IN-5): 最大直径 18インチ 最大幅 7インチ

クラス6 (IN-6): 最大直径 18インチ 最大幅 7インチ

#### 2) タイヤ

本競技会で使用できるタイヤの本数は、○○本までとする。

「※1. 舗装 (アスファルト、ターマック等) スペシャルステージとして認定され た競技会の場合、以下の条文を追記すること

クラス1(IN-1):最大幅リム/タイヤの組み立て品の幅は9インチとし、直径6 50m以下とする。

クラス2(IN-2):最大幅 245ミリ(タイヤに刻印されたサイズ)

クラス3 (JN-3):最大幅 225ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

クラス4 (JN-4):最大幅 225ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

クラス5 (JN-5):最大幅 215ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

クラス6 (JN-6): 最大幅 215ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

・クラス1(JN-1)に限りFIA公認タイヤ、またはこれと同等な公道走行が認↓・クラス1(JN-1)に限りFIA公認タイヤ、またはこれと同等な公道走行が認

カットは自由とする。使用済みのタイヤへのカットは不可とする。

・下記事項を満たしたタイヤを使用すること。

ただし、下記(1)による縦溝のみを有したタイヤの使用は認められない。

- (1) タイヤ接地面にタイヤを1周する連続した複数の縦溝を有していること。
- (2) 当該総構はトレッドウェアインジケータ(スリップサイン)が出るまで維持されていること。

[※2. 競技会で使用できる最大本数の算出方法]

(略)

[※3. 以下の条文を記載すること。]

(略)

○セレモニアルスタート/フィニッシュ

(略)

○タイムコントロール

(略)

○スペシャルステージ

(略)

○整備作業

(略)

○賞典

(略)

・下記事項を満たしたタイヤを使用すること。

ただし、下記(1)による縦溝のみを有したタイヤの使用は認められない。

- (1) タイヤ接地面にタイヤを1周する連続した複数の縦溝を有していること。
- (2) 当該縦溝はトレッドウェアインジケータ(スリップサイン)が出るまで維持されていること。

[※2. 未舗装 (グラベル等) スペシャルステージとして認定された競技会の場合、 以下の条文を追記すること]

・スノータイヤ (「M+S」、「M・S」、「M&S」の表示があるタイヤ) を使用する こと。 JAFの承認を得て「M+S」、「M・S」、「M&S」の表示のないスノータ イヤを使用することができる。 ただしこの場合、 競技参加者は当該タイヤを使用す る競技会の 2ヶ月前までに JAFに申請を行うこと。

[※3. 積雪(氷結路面を含む)スペシャルステージとして認定された競技会の場合、以下の条文を追記すること]

・スノータイヤ(「M+S」、「M・S」、「M&S」の表示があるタイヤ)を使用する こと。 JAFの承認を得て「M+S」、「M・S」、「M&S」の表示のないスノータ イヤを使用することができる。ただしこの場合、競技参加者は当該タイヤを使用す る競技会の2ヶ月前までにJAFに申請を行うこと。

「※4. 競技会で使用できる最大本数の算出方法]

(略)

[※5. 以下の条文を記載すること。]

(略)

○セレモニアルスタート/フィニッシュ

(略)

○タイムコントロール

(略)

○スペシャルステージ

(略)

○整備作業

(略)

○賞典

(略)

○その他

(略)

○細則

(略)

# 第2章 競技参加に関する基準規則

# 第2条 参加車両

- 1) 当該年の日本ラリー選手権規定第7条に従う。
- <u>2) 6 点式以上のFIA公認安全ベルト (FIA 基準 8853-2016 に合致した物) を</u> 装備していること。
- 3) RPN車両のロールケージは、6点式+左右ドアバーを基本構造とし、第1章一般規定第5条に従い換算した後の気筒容積が2,000 ccを超える車両については少なくとも1本の斜行ストラットを取りつけたロールケージを装着すること。
- 4) 参加車両の最低重量は、夫々に定められた車両重量値とクルー(ドライバー +コドライバー+全装備品)を合わせた最低重量は車両重量+160kgでなければならない。
- 5) すべての参加車両はFIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第253条 11.1.1 に従い、側面及び後部のウィンドウに飛散防止フィルムを貼り付けること。

# 第3条~第8条 (略)

# 第9条 安全装備

1) クルーが着用するもの:

当該年国内競技車両規則第4編細則ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則に従ったヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。また、グローブも着用すること(コ・ドライバーは任意)。

なお、FIA公認のFHRシステムについて、全日本選手権ではその着用を必須とする。FHRシステムの着用に伴うシートベルトの取り付けに関しては、FIAガイドライン(『Guide and installation specification for HANS® devices in racing competition』または『Guide and installation specification for

○その他

(略)

○細則

(略)

## 第2章 競技参加に関する基準規則

### 第2条 参加車両

当該年の日本ラリー選手権規定第7条に従う。

# 第3条~第8条 (略)

# 第9条 安全装備

1) クルーが着用するもの:

当該年国内競技車両規則第4編細則ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則に従ったヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。また、グローブも着用すること(コ・ドライバーは任意)。

なお、FIA公認のFHRシステムについて、全日本選手権ではその着用を必須とする。FHRシステムの着用に伴うシートベルトの取り付けに関しては、FIAガイドライン(『Guide and installation specification for HANS® devices in racing competition』または『Guide and installation specification for

Hybrid & Hybrid Pro devices in racing competition』) を推奨する。

J N-1 クラスに参加するクルーについてはF I A国際モータースポーツ競技 規則付則L項第3章ドライバーの装備品に従う事。それ以外のクラスに参加する クルーについても強く推奨とする。

- 2)参加車両に搭載するもの:
- $(1) \sim (2)$  (略)
- (3) 非常用信号用具(発煙筒・赤色灯)

### 第10条 書類検査および車両検査

1. 書類検査:

参加者は、書類検査時に以下の書類を提示すること。

- 1) 自動車検査証(自動車検査証記録事項および付帯書類等)
- (2) ~4) (略)
- 2. (略)

### 第11条 (略)

# 第12条 スペシャルステージ

天候の急変による路面状況の変化ならびに車両がコースを逸脱した場合に重大な危険を招くことがないようクルーの安全性を考慮した適切な場所に設定すること。競技会審査委員会が危険と判断した場合、当該スペシャルステージの走行を中止する場合がある。

なお、ラリー競技開催規定細則:スペシャルステージラリー開催規定第25条14.に該当する事象が発生した場合、競技長の指示により赤旗を提示する。

スペシャルステージ内の状況把握および安全管理のためトラッキングの実施を 養務付ける。

※トラッキングの定義および推奨基準については、ラリー競技開催規定細則:スペシャルステージラリー開催規定第1条を参照。

Hybrid & Hybrid Pro devices in racing competition』)を推奨する。

- 2)参加車両に搭載するもの:
- $(1) \sim (2)$  (略)
- (3) 非常用信号灯(発煙筒)
- (4) 赤色灯

#### 第10条 書類検査および車両検査

1. 書類検査:

参加者は、書類検査時に以下の書類を提示すること。

- 1) 自動車検査証
- (8) 2) ~4) (略)
- 2. (略)

### 第11条 (略)

### 第12条 スペシャルステージ

天候の急変による路面状況の変化ならびに車両がコースを逸脱した場合に重大な危険を招くことがないようクルーの安全性を考慮した適切な場所に設定すること。競技会審査委員会が危険と判断した場合、当該スペシャルステージの走行を中止する場合がある。

なお、ラリー競技開催規定細則:スペシャルステージラリー開催規定第25条14.に該当する事象が発生した場合、競技長の指示により赤旗を提示する。

# 第13条 燃料補給および充電

# 第13条 燃料補給および充電

オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給<u>および</u>充電は認められない。 なお、本統一規則第2条によりFIA国際モータースポーツ競技規則付則J項に準 拠することが定められた車両についても、当該年の国内競技車両規則第2編ラリー 車両規定第1章「一般規定」第8条「燃料」の項が適用される。

※JN-1車両へ給油は下記の通りとする。

- ・給油用漏瑚 (ジョウゴ) は車載せず、サービス員が給油所まで持参すること。(サービス員とは、競技会に登録している者を指す。)
- ・給油の際は安全上の理由により、サービス員最大2名まで補助することができる。
- ・尚、サービス員は給油以外のアシストは禁止される。

第14条 (略)

第15条~第17条 (略)

### 第18条 抗議の制限時間

- 1) (略)
- 2) 抗議の制限時間
- (1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- (2)競技中の過失または反則に対する抗議、あるいは車両規則違反に対する抗 議は、最終号車がパルクフェルメに入場後30分以内に提出しなければなら ない。
- (3)競技の順位に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第19条(略)

第6章 賞典

第20条(略)

# 第21条 賞の授与(暫定表彰) および年間表彰

1)全日本選手権各大会における賞の授与(暫定表彰)は、以下のとおり実施されなければならない。

オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められない。 なお、本統一規則第2条によりFIA国際モータースポーツ競技規則付則J項に準 拠することが定められた車両についても、当該年の国内競技車両規則第2編ラリー 車両規定第1章「一般規定」第8条「燃料」の項が適用される。

第14条 (略)

第15条~第17条 (略)

#### 第18条 抗議の制限時間

- 1) (略)
- 2) 抗議の制限時間
- (1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- (2) 成績に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第19条(略)

第6章 賞典

第20条(略)

- (1)優勝者への賞典授与は、JAF会長あるいは大会会長(または名誉会長) が行うものとする。いずれも参加不可能な場合は、オーガナイザー代表が 行うこと。
- (2) 2位および3位の賞典授与は、上記(1)で授与者となっている場合を 除きオーガナイザー代表が行うものとする。
- (3) 諸事情により、上記(1) および/または(2) が不可能な場合は、組織委員長が適切な代行者を選出すること。なおこの場合、競技会審査委員は除かれる。
- 2)選手権保持者および上位6位までの入賞者は、当該年のJAFモータースポーツ表彰式に出席すること。

# 第22条~第24条 (略)

第21条~第23条 (略)

以上